

広島県立総合技術研究所技術指導事業実施要綱

1 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、県民や企業等からの技術的課題解決支援ニーズに的確かつ機動的に対応するため、広島県立総合技術研究所（以下「研究所」という。）が県民や企業等からの依頼に基づいて実施する技術指導（以下「技術指導事業」という。）に関し必要な事項を定める。

(技術指導事業の構成等)

第2条 技術指導事業の構成等は次のとおりとする。

(1) 技術的課題解決支援事業

技術的課題解決支援事業とは、県民や企業等からの個別の技術的課題解決支援依頼に対して、研究所が職員による調査、測定、分析、評価などの手法を通じて、その課題解決に向けて検討することを請け負うとともに、技術指導と併せ、検討結果を記載した技術支援レポートの交付等を行うものをいう。当該事業の実施に当たっては、依頼者に技術的課題解決支援事業に要する費用（以下「技術支援料」という。）の負担を求める。

(2) その他の技術指導

その他の技術指導とは、県民や企業等からの個別の技術的課題解決支援依頼に対して、誰もが容易に入手し得る情報、一般的な知見、公知の技術などに基づいて行う技術指導をいう。当該技術指導において、職員による出張指導（以下「現地指導」という。）が必要な場合には、依頼者に現地指導に要する費用（以下「現地指導料」という。）の負担を求めることとし、その他の場合には、無料で実施する。

2 技術的課題解決支援事業

(技術的課題解決支援事業の依頼)

第3条 研究所に技術的課題解決支援事業を依頼しようとする者（以下「課題解決依頼者」という。）は、別記様式第1号による技術的課題解決支援事業支援計画書（兼）依頼書を、依頼しようとする研究所各センター（保健環境センター、食品工業技術センター、西部工業技術センター、東部工業技術センター、農業技術センター、畜産技術センター、水産海洋技術センター及び林業技術センターをいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 課題解決依頼者は、前項に定める技術的課題解決支援事業支援計画書（兼）依頼書の提出に当たっては、事前に研究所各センターと技術的支援の内容を十分協議、確認することとする。

(技術的課題解決支援事業の諾否)

第4条 広島県立総合技術研究所長（以下「所長」という。）は、前条に規定する依頼があっ

たときは、技術的課題解決支援事業として承諾するかどうかを決定し、承諾するときは別記様式第2号の技術的課題解決支援事業承諾書により、課題解決依頼者に通知する。

(依頼内容の変更)

第5条 技術的課題解決支援事業支援計画書(兼)依頼書に記載された合意内容について変更する必要が生じたときは、課題解決依頼者と研究所各センターで変更内容を十分協議、確認するとともに、課題解決依頼者は、別記様式第3号の技術的課題解決支援事業支援計画書(兼)変更依頼書を研究所各センターに提出する。

2 所長は、前項に規定する依頼があった場合は、依頼内容の変更を承諾するかどうかを決定し、変更するときは別記様式第4号の技術的課題解決支援事業変更承諾書により、課題解決依頼者に通知する。

(技術支援料の額の算定)

第6条 技術支援料の概算額は、別紙1「技術支援料算定基準」により算出する。

2 前項の規定にかかわらず、技術支援料を納付すべき者が広島県、鳥取県、島根県、岡山県又は山口県に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者である場合の技術支援料の額は、前項に定める額の2倍に相当する額とする。

(技術支援料の特例料金)

第7条 前条の規定にかかわらず、所長は、次の各号のいずれかに該当するときの技術支援料については、別に定めるところによることができる。

- (1) 行政上の必要により技術的課題解決支援事業を行うとき
- (2) その他所長が特に必要と認めるとき

(技術支援レポートの交付)

第8条 所長は、技術的課題に関する検討の結果が、技術的課題解決支援事業支援計画書(兼)依頼書に記載された合意内容(第5条の規定により依頼内容の変更を承諾した場合は、変更後の内容。次項及び第10条第1項において「合意内容」という。)に達したと判断したときは、その検討結果を別記様式第5号の技術支援レポートに記載し、遅滞なく課題解決依頼者に交付する。

2 所長は、技術的課題に関する検討の結果が、合意内容に達していないと判断したときは、遅滞なく課題解決依頼者に経過及び結果の報告を行う。なお、この場合における技術支援レポートの交付及び技術支援料の額等については、次の各号に定めるところにより取り扱う。

- (1) 課題解決依頼者が技術支援レポートを希望する場合

所長は、技術支援レポートを作成し、課題解決依頼者に交付する。この場合において、技術支援料の額は、別紙1「技術支援料算定基準」の技術料相当額を減額した額とする。

- (2) 課題解決依頼者が技術支援レポートを希望しない場合

所長は、技術的課題解決支援事業を中止する。この場合において、技術支援料の徴収は行わない。

(技術支援料額の確定及び納付)

第9条 所長は、技術支援レポートの作成後、技術支援料の額を確定することとし、課題解

決依頼者は、技術支援レポートの交付を受ける前にこれを納付しなければならない。

(技術的課題解決支援事業の免責)

第10条 広島県は、第8条第2項により技術的課題に関する検討の結果が合意内容に達していない場合であっても、それにより生じた損害について一切の責任を負わない。

2 技術支援レポートは、次の各号に定める事項について免責される。課題解決依頼者はこのことに留意して検討結果を利用するものとする。

(1) 技術支援レポートは、課題解決依頼者から提供された材料や条件等を基に検討した結果(以下「検討結果」という。)であり、検討結果の利用に当たっては課題解決依頼者の責任と判断において行う。また、検討結果の利用により生じた損害については、広島県は一切の責任を負わない。

(2) 広島県は、検討結果が第三者の知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項の「知的財産権」をいう。以下同じ。)に抵触しないことを保証するものではない。

(知的財産権の帰属及びその取扱い等)

第11条 技術的課題解決支援事業により創出された発明等の知的財産(知的財産基本法〔平成14年法律第122号〕第2条第1項の「知的財産」をいう。)に係る知的財産権は、その持分を当該発明等に対する研究所の寄与に基づき所長と課題解決依頼者が協議して定める。

2 前項において、広島県単独の持分とした場合は、広島県は当該発明等の知的財産に係る知的財産権の出願を単独で行うことができ、知的財産権は広島県にのみ帰属する。

3 前項により広島県が知的財産権を単独で出願したときは、所長は遅滞なく課題解決依頼者へ通知する。

4 第1項において、持分共有とした場合、広島県共同研究実施要綱 別記様式第4号別紙様式に準拠した共同出願契約書を締結し、当該知的財産権の出願を広島県と課題解決依頼者が共同で行うことができる。

5 前項により共同出願するときは、出願から権利化、権利の登録維持管理まで(以下「出願等」という。)に要する全ての費用について、原則、課題解決依頼者が負担するものとし、所長と課題解決依頼者が協議のうえ、共有とする知的財産権の第三者への権利行使及び共同研究者による自己実施等に係る取扱いを共同出願契約書に定めるものとする。

6 日本国外に出願する知的財産権の帰属及びその取扱い等についても、前5項の規定によることとする。

(技術支援レポート等に関する表示又は広告)

第12条 技術的課題解決支援事業の支援を受けた者が、技術的課題解決支援事業の内容又は技術支援レポートを表示し、又は広告しようとする場合は、事前に所長と表示(広告)の内容を協議し同意を得るものとする。

(資材等の提供)

第13条 課題解決依頼者は、技術的課題解決支援事業の実施に当たり、資材、設備等(以下「提供資材等」という。)を提供することができる。ただし、その費用は無償とし、搬入及び搬出に要する費用についても課題解決依頼者の負担とする。

(物品等の帰属)

第14条 技術的課題解決支援事業により取得した物品等は、研究所に帰属する。

3 その他の技術指導

(現地指導の依頼)

第15条 研究所の現地指導を受けようとする者(以下「現地指導依頼者」という。)は、別記様式第6号による現地指導依頼書を所長に提出しなければならない。

2 前項の依頼書は、現地指導を希望する日の10日前までに提出しなければならない。ただし、所長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(現地指導の決定)

第16条 所長は、前条に規定する依頼があったときは、現地指導をするかどうかを決定し、現地指導することに決定したときは、別記様式第7号の現地指導決定書により、現地指導依頼者に通知する。

(現地指導の依頼事項の変更)

第17条 現地指導依頼者は、依頼事項を変更しようとするときは、前条に規定する通知を受ける前までに別記様式第8号の変更願を所長に提出しなければならない。ただし、所長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(現地指導の承諾の取消し)

第18条 所長は、次の各号のいずれかに該当する事情があるときは、現地指導の決定を取り消すことができる。

- (1) 所定の納付期日までに現地指導料を納付しないとき
- (2) 現地指導に派遣することを予定した職員に病気その他の事故が発生し、代替りの職員を派遣することができないとき
- (3) 現地指導に機械器具の携帯を要する場合であって、当該機械器具が故障し、これがないと目的を達することができない状態となったとき

(現地指導料の額の算定等)

第19条 現地指導料の額は、別紙2「現地指導料算定基準」により算定する。

2 前項に規定する費用は、現地指導を希望する日の前日までに、所長が発する納入通知書により納付しなければならない。ただし、第15条第2項ただし書の規定により所長がやむを得ない事情があると認めた場合は、納付期限を別に定めることができる。

3 既に納付された第一項に規定する費用は、返還しない。ただし、前条第2号若しくは第3号に該当したことにより現地指導の決定を取り消した場合又は現地指導依頼者の責めに帰することのできない理由によって現地指導が不可能になった場合はこの限りでない。

(現地指導料の特例料金)

第20条 前条の規定にかかわらず、所長は、次の各号のいずれかに該当するときの現地指導料については、別に定めるところによることができる。

- (1) 行政上の必要により現地指導を行うとき
- (2) その他所長が特に必要と認めるとき

4 その他

(技術指導事業の中止)

第21条 所長は、天災その他やむを得ない理由により、技術指導事業の継続が困難となったときは、これを中止することができる。

2 所長は、前項又は第8条第2項第2号の規定により、技術指導事業を中止するときは、別記様式第9号の技術指導事業中止報告書により、遅滞なく課題解決依頼者又は現地指導依頼者に通知するものとする。

3 広島県は、第1項の規定による技術指導事業の中止により、課題解決依頼者又は現地指導依頼者が受けた一切の損害について賠償する責めを負わない。

(適用除外)

第22条 所長は、技術指導事業が国、独立行政法人若しくは地方公共団体からの委託若しくは再委託である場合又は特別な事情がある場合は、この要綱の一部を適用しないことができる。

(秘密の保持)

第23条 研究所並びに課題解決依頼者及び現地指導依頼者は、技術指導事業において知り得た一切の情報を秘密として取扱い、相手方の同意なしに第三者に開示してはならない。ただし、当該情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 既に公知の情報であるもの
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- (3) 相手方から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが書面により立証できるもの
- (4) 病原体等のまん延防止及び発生予防など、第三者に開示する公益上の必要が認められるもの
- (5) 法令の規定等に別段の定めがあるもの

(雑則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、技術指導事業の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月13日から施行し、平成28年度予算に係わるものから適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年4月1日から施行する。